

(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例(案)に係るパブリックコメント手続実施要領

1 件名

(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例(案)についての意見等の募集

2 目的

この要領は、(仮称) 流山市地域支え合い活動推進条例を策定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその素案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、条例策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 条例制定の背景

近年、いわゆる「孤独死」が社会問題となるなど、ひとり暮らしの高齢者等の社会的な孤立の危険が地域社会の課題となっています。支援を必要とする方が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、行政が提供する介護保険などの公的なサービスの充実だけでなく、地域においても、その地域の実情を理解している自治会等が主体となった支え合い活動の展開が重要となっています。

本市では、平成24年6月に“地域のきずなで孤独死ゼロへ”を目指して「流山市地域見守りネットワーク」を発足させ、自治会を中心に民生委員や事業者などと連携した日常的な見守り体制の構築を進めてきました。

しかし、176自治会の中で見守り活動を実施している自治会は現時点で30自治会に留まっており、また見守り活動を実施している自治会にあっても対象者の把握に苦慮している状況にあります。

全市的な普及が進まない背景には、自治会等に市から個人情報

を提供するに当たり、個別に対象者本人の同意を得ることとしており、結果として提供できる情報が、本人からの希望に依って掲載される限られた範囲の名簿に留まっていることが大きな要因となっていると認識しています。

また、日常生活における地域での支え合い活動は、平常時だけでなく、災害発生時に避難が難しい方たちの避難支援体制を整備することにも繋がるものと考えています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、消防職員・消防団員、民生委員などの支援者も多数犠牲となりました。

この教訓も踏まえて、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正が行われ、市町村は災害時に避難が困難な方を把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成して、避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報をあらかじめ提供することなどが規定されました。

なお、この名簿情報の事前提供については、本人の同意があることが前提とされていますが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされています。

これらを踏まえて、本市では、対象者に対する意思の確認を行った上で不同意の意思表示がない場合等には、地域における日常的な見守り活動や災害時の避難支援の実施に携わる自治会等に対し、支援を必要とする方に関する情報をあらかじめ提供できるよう、必要な事項等を定める「(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例」を制定しようとするものです。

4 条例の目的

地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情

報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、もって支援を必要とする方が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

5 条例（案）

資料「（仮称）流山市地域支え合い活動推進条例（案）」のとおりに（参考資料1「（仮称）流山市地域支え合い活動推進条例（案）解説」）

6 条例制定後の取り組み

本条例の制定及び施行に合わせて、平成27年4月から自治会等に支援を必要とする方の名簿を提供できるよう、具体的な手続等に関する規則の制定、対象者への情報提供に係る意思の確認、提供する名簿の整備等を行います。また、平成20年3月に策定した「流山市災害時要援護者避難支援計画」について、本条例との整合を図るなど必要な見直しを行います。（参考資料2「（仮称）流山市地域支え合い活動推進条例（案）に係るフロー図」、参考資料3「流山市災害時要援護者避難支援計画」）

7 条例（案）等の公表方法

（1）閲覧場所

- ア 社会福祉課（市役所第2庁舎1階）
- イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、市民活動推進センター（生涯学習センターC館3階）、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部

（2）流山市ホームページ

8 意見等が提出できる者

（1）市内に住所を有する者

- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

9 意見等の募集期間

平成26年6月23日(月)～平成26年7月22日(火)

【必着】

10 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(任意様式も可)に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参のいずれかの方法で提出して下さい。

11 その他

- (1) 意見等の募集期間終了後、全ての意見等を整理したうえで条例策定の参考にさせていただきます。意見等に対する市の考え方については、社会福祉課(市役所第2庁舎1階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱えません。

12 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市健康福祉部社会福祉課健康福祉政策室
(市役所第2庁舎1階)

TEL 04-7150-6079

FAX 04-7158-2727

電子メール hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp